

[令和2年度]

## 自治公民館に対する市の各種助成等一覧表

(令和2年4月6日現在)

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課												
自治公民館施設整備費補助	<p>自治公民館等の集会所又はスポーツ広場の新設、増改築等に要した経費の16%を補助(1,000円単位)            ただし、補助対象経費が自治公民館加入世帯数に応じ、次に定める額以下の場合には対象外となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>70万円</td> </tr> </table> <p>&lt;限度額&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>※事前にご相談ください。</p>	50世帯未満	30万円	50世帯以上100世帯未満	50万円	100世帯以上	70万円	50世帯未満	135万円	50世帯以上100世帯未満	112.5万円	100世帯以上	90万円	
50世帯未満	30万円													
50世帯以上100世帯未満	50万円													
100世帯以上	70万円													
50世帯未満	135万円													
50世帯以上100世帯未満	112.5万円													
100世帯以上	90万円													
コミュニティ助成事業	<p>来年度実施される事業を今年度の9月頃に募集します。事業区分は次の4区分です。(助成額はすべて10万円単位)            なお、助成要件に合致しても申請数等の状況により不採択となる場合があります。</p> <p>(1) 一般コミュニティ助成事業            自治公民館などが行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に助成を行います。※助成額：100～250万円</p> <p>(2) コミュニティセンター助成事業            自治公民館などが行う多目的な総合施設(コミュニティセンター・集会所等)の建設整備に助成を行います。            ※助成額：対象事業費の5分の3(1,500万円が限度)</p> <p>(3) 青少年健全育成助成事業            親子で参加するスポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動等に関する事業に助成を行います。            ※助成額：30万円～100万円</p> <p>(4) 地域防災組織育成助成事業(防災安全課)            自主防災組織が行う地域の災害の被害防止活動及び軽減活動に直接必要な施設又は設備の整備に助成を行います。            ※助成額：30～200万円</p> <p>※事前にご相談ください。</p>	<p>地域づくり            支援課            《第2庁舎3階》</p> <p>(直通)            22-8159</p> <p>(メールアドレス)            chiiki@city.kurayoshi.lg.jp</p>												
自治公民館施設整備資金貸付	<p>自治公民館等の集会所又はスポーツ広場の新設、増改築等に要した経費に充てるための資金の貸付けを行う制度。            (実施主体：鳥取県市町村振興協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付額：100～2,000万円</li> <li>償還期間：15年以内(1年以内のすえ置き期間を含む)</li> <li>償還方法：元金均等半年賦償還</li> <li>預託金融機関：山陰合同銀行・鳥取銀行</li> </ul> <p>※事前にご相談ください。</p>													

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
市民協働活動支援金	<p>市報及び行政文書の配布、地元調整等の自治公民館活動に対する支援金</p> <p>(1) 自治公民館分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯規模割：1館当たり年 17,000～32,000円</li> <li>・世帯割：1加入世帯当たり年 700円</li> </ul> <p>(2) 地区自治公民館協議会分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割：1地区当たり年 125,000円</li> <li>・世帯規模割：1地区当たり年 120,000～134,000円</li> <li>・館数割：1館当たり年 2,400円</li> </ul>	<p>地域づくり支援課 《第2庁舎3階》</p> <p>(直通) 22-8159</p>
定住希望者受け入れ事業費補助	<p>空き家のある集落の住民が定住希望者を受け入れるため、定住希望者と地元住民が交流する事業を行う費用を補助（祭りなどの催事は対象外）</p> <p>上限額：年間10万円（食糧費は2万円まで）</p>	<p>(メールアドレス) chiiki@city.kurayoshi.lg.jp</p>
住民参画型・地域企業貢献型バス停留所上屋整備事業費補助	<p>地域住民（自治公民館及びその他地区住民で組織する団体等）がバス停留所上屋整備事業の計画から管理までを行い、地域の実情にあったバス停留所上屋の整備を行うもの。</p> <p>【補助金の算定】 バス停留所1箇所について、バス停留所上屋の建設に要する経費の2/3を乗じて得た額又は80万円のいずれか低い額</p>	<p>企画課 《本庁舎4階》</p> <p>(直通) 22-8161</p>
学生ボランティア活動交通費補助	<p>イベント等を主催する団体に対し、県内の大学及び専門学校等の学生ボランティアに支払う交通費相当額に係る経費を補助するもの。</p> <p>【補助金の算定】 学生ボランティア1名につき、所属の学校又は自宅とイベント等の会場との間の移動に要するいずれか安価な交通費相当額（鉄道及び路線バスの運賃に限る）。</p>	<p>(メールアドレス) kikaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>
消防ポンプの修理	<p>9～10月頃に実施する全市ポンプ一斉点検において、修繕が必要と認められた場合に修繕費を負担するもの。</p> <p>&lt;限度額はなし、地元3割負担&gt;</p>	<p>防災安全課 《本庁舎4階》</p> <p>(直通) 22-8162</p>
自主防災組織防災資機材整備費補助	<p>登録済の自主防災組織に対し、防災資機材、防災備蓄品若しくはその保管のための倉庫の整備又は防災訓練の実施に必要な物品の購入費の一部（最高50%）を補助するもの。</p> <p>&lt;限度額：5万円、申請回数：年1回&gt;</p>	<p>(メールアドレス) bousai@city.kurayoshi.lg.jp</p>
地域防災マップ作成支援	<p>自主防災組織に対して、防災普及指導員と共に地域防災マップの作成及び印刷の支援を行うもの。</p> <p>&lt;全額市負担（加入世帯数分、予算の範囲内）&gt;</p>	<p>防災センター 《福守町415-2》</p> <p>(直通) 24-6900</p> <p>(メールアドレス) bousai@apionet.or.jp</p>
ごみ集積場整備費補助	<p>ごみ集積場の新設、増改築又は購入に対し、対象経費の1/3を助成</p> <p>&lt;限度額 1件7万円&gt;</p>	<p>環境課 《第2庁舎2階》</p> <p>(直通) 22-8168</p>
生活排水溝清掃土砂運搬車両の配車	<p>生活排水溝清掃の際に出た土砂の運搬用車両を無償で配車</p>	<p>(メールアドレス) kanky@city.kurayoshi.lg.jp</p>

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
草等の運搬車両の配車	町内清掃の際に出た草・剪定枝（ごみ袋で処理できない量）の運搬車両としてフックロールコンテナを無償で配車	環境課 《第2庁舎2階》 (直通)
飲料水供給施設整備費補助	原則として集落単位で集落自らが水道を新設、修繕、改良等する際に要した経費の一部を補助する。（給水管部分除く経費の1/3）ただし、水道法に準じた水質及び施設基準に合致している施設に限る。	22-8168 (メールアドレス) kankyou@city.kurayoshi.lg.jp
災害時要支援者対策事業補助金 (旧名称：わが町支え愛マップ推進事業補助金)	<p>地域住民が主体となり、支え愛マップを作成し、障がいのある方や一人暮らし高齢の方々等（災害時要支援者）に対する災害時の避難支援の仕組みや平常時の見守り体制をつくるなど、災害時要支援者が地域で安全安心に暮らすための取組に対して助成するもの。</p> <p>①災害時要支援者対策促進事業（新たに取り組む自治公民館） 補助限度額：5万円 ※財源（市1/2、県1/2）</p> <p>②災害時要支援者対策ステップアップ事業（①の補助を受けた自治公民館） 補助限度額：10万円 ※財源（市1/2、県1/2）</p>	福祉課 《第2庁舎1階》  (直通) 22-8118  (メールアドレス) fukushi@city.kurayoshi.lg.jp
市道等補修用原材料支給及び建設機械貸与制度	<p>各自治公民館で申込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路愛護用真砂土（年5m<sup>3</sup>まで）</li> <li>○市道等補修用原材料支給及び建設機械貸与 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1自治公民館に対し年1回まで</li> <li>・市道等補修や市道の通行を確保するための樹木伐採、河川浚渫作業等の維持作業が対象</li> <li>・上限40万円（税込） （ただし、機械貸与は30万円まで）</li> <li>・受付期限：令和2年12月28日まで</li> </ul> </li> </ul>	建設課 《本庁舎2階》  (直通) 22-8169
防犯街灯設置補助	<p>防犯街路灯の新設及び切替に要した経費に対し助成&lt;助成額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LEDの新設1基につき2/3 上限 32,000円</li> <li>・LEDへの切替1基につき2/3 上限 32,000円 (器具交換を伴う場合)</li> <li>・蛍光灯の新設1基につき1/2 上限 16,000円</li> <li>・蛍光灯への切替1基につき1/2 上限 8,000円</li> </ul>	(メールアドレス) kensetsu@city.kurayoshi.lg.jp

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
地域除雪作業報償金制度	<p>自治公民館が豪雪時において市道等の通行の確保を図るため、自主的に行う除雪作業に対し、報償金を交付するもの。</p> <p>①対象路線  (1) 除雪路線以外の市道（除雪路線の歩道は対象とする）  (2) 生活道路で沿線に1戸以上住居を有する路線  (3) その他市長が特に必要と認める路線</p> <p>②作業対象及び報償金の額  自治公民館が「機械を使用して除雪する作業」及び「業者に委託して実施する作業」が対象。（上限3万円/年）</p> <p>(1) 自治公民館が機械を使用して除雪する作業  ○要件  除雪する路線において20cm以上の積雪深がある場合  ○報償金  延長10mにつき100円</p> <p>(2) 自治公民館が業者に委託して実施する場合  ○要件  除雪する路線において40cm以上の積雪深がある場合  ○報償金  自治公民館が業者に支払う委託費の2/3</p>	<p>建設課  《本庁舎2階》</p> <p>(直通)  22-8169</p> <p>(メールアドレス)  kensetsu@city.kurayoshi.lg.jp</p>
農道・農業用施設等補修用 原材料支給	<p>農道・水路等の補修に対して原材料支給：各自治公民館、土地改良区等で申込み</p> <p>○1団体に対し年1回まで支給  ・生コン、砕石、その他二次製品等  130,000円（税込）以内  ・機械借り上げ制度 110,000円（税込）以内</p>	<p>地域整備課  《本庁舎2階》</p> <p>(直通)  27-0516</p> <p>(メールアドレス)  chiikiseibi@city.kurayoshi.lg.jp</p>
林道維持管理支援	<p>林道・森林作業道等の補修に対して原材料支給：各自治公民館で申込み100,000円（税込）以内</p> <p>・生コン、砕石、その他二次製品等  100,000円（税込）以内  ・機械借り上げ制度 100,000円（税込）以内</p>	<p>(メールアドレス)  chiikiseibi@city.kurayoshi.lg.jp</p>
震災に強いまちづくり促進 事業補助金	<p>昭和56年5月31日以前に建築された自治公民館の耐震診断及び耐震設計に要する経費をそれぞれ補助。</p> <p>[補助対象経費の上限額] 1棟当たり300万円又は面積による上限(面積×3,600円/㎡)のいずれか低い額  [補助率] 2/3  [補助額] 上限1棟当たり200万円</p> <p>※事業実施年度の調整が必要な為、事業の実施を希望される場合は、事前に担当課へご相談ください。</p>	<p>建築住宅課  《本庁舎3階》</p> <p>(直通)  22-8175</p> <p>(メールアドレス)  kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
学校施設使用料の減免	<p>自治公民館・自治公民館協議会が実施する地域活性化を目的とした主催事業について、施設使用料を減免します。</p> <p>なお、電灯料は有料（1時間につき330円）。</p>	<p>教育総務課 《北庁舎2階》 (直通) 22-8165 (メールアドレス) kyouikusoumu@city.kurayoshi.lg.jp</p>
倉吉市人材銀行 (講師派遣助成制度)	<p>市民の多様な学習活動を支援し、豊かな地域社会をつくることを目的として、倉吉市人材銀行に登録している講師を派遣する。1回の派遣につき、謝金4,000円を助成。(派遣回数上限あり)</p> <p>※講師名簿は、生涯学習課のほか各地区公民館でも閲覧可能。また、市ホームページで連絡先の記載がない名簿(公開希望者のみ)を公開する。</p>	<p>生涯学習課 《北庁舎1階》 (直通) 22-8167 (メールアドレス) gakushu@city.kurayoshi.lg.jp</p>